

愛知県医師会

緊急コロナ情報 第2報

令和2年3月12日

このたび新型コロナウイルス感染症の対応に関する要点を下記の通りまとめましたので、会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

日本医師会は3月11日に「新型コロナウイルス感染症に関する知見が得られていない現状では、インフルエンザなどの場合には検査をせずに臨床診断にて治療薬を処方することをご検討ください」と通知しております。

しかし、先生のご判断でインフルエンザ検査を必要とされ実施する場合には、以下の点にご留意ください。

インフルエンザ検査の留意点

本来感染性疾患に対しては感染予防策^{※1}（マスク、手袋、ゴーグル、ガウン着用）を遵守した上で、検査することが前提となる。

しかし、医療資材に限られる診療所では、基本的に飛沫感染を念頭におき、しっかりと手洗いにてウイルスの多くが洗い流されるという事実に基づき以下の点にご留意し対応いただきたい。

- ① できるだけ飛沫を浴びない方向（横や後ろなど）からの採取。
- ② 予備が無い場合、ゴーグルは再利用可能なので、使用のたびに使い捨てず70%アルコールでの清拭を行う。
- ③ 検査後のくしゃみや咳は必ずティッシュなどを事前に準備して飛沫が飛ばないようにしてもらう。
- ④ 検査者の手は石鹸と流水で手洗い（汚れがなければアルコールでも可）し飛沫を洗い流す。

※ これらの点はガイドライン等にも推奨された項目ではなく、ガウン等の医療資材が無くやむを得ない場合の対応となる。安全策ではなくリスク低減策ということをご承知おきいただきたい。

※1 一般社団法人日本環境感染学会 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」参照

※ 外来受付時点でマスクをしていない咳をする患者については、マスクの着用を促してください。